

豊中市健康づくり支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、豊中市健康づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助）

第2条 市長は、市民に対し、健康について関心を持ってもらうとともに、フレイルを予防するため、ライフスタイルにあった運動ができる機会をみつけ、日常生活の中で継続できる運動習慣をつけるきっかけを提供する民間事業者等に対し、予算の範囲内で当該事業に要する経費の一部を補助するものとする。

（補助対象団体）

第3条 補助の対象となる民間事業者等（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- （1） 主に健康づくりのための運動事業を行う団体・法人・企業等であること。
- （2） 豊中市に事務所がある、または豊中市内で活動を行う団体・法人・企業等であること。
- （3） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体ではないこと。
- （4） 特定の政治上の主義及び宗教の教義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体ではないこと。また、これらに該当する団体の下部組織、関連組織ではないこと。
- （5） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

（補助対象事業の種類）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、通年コースとイベントコースの2種類とする。

- 2 通年コースは、目安として月1回程度、合計10回以上の事業を実施すること。また、参加人数の目安は、延べ200人以上とすること。
- 3 イベントコースは、複数回の事業を実施すること。また、参加人数の目安は、延べ100人以上とすること。
- 4 第1項のうち、市長が親子で参加することを前提とした事業として認めたものを親子枠とする。

（補助対象事業の共通事項）

第5条 補助対象事業は、通年コース、イベントコースともに次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 本市内において、市民に対してフレイルの啓発を行うとともに、フレイルを予防するための運動習慣をつけるきっかけとなる事業であること。
- （2） 18歳以上を対象とした事業であること。ただし、親子枠は小学生以上を対象とする。

- (3) 参加者より受講料などの負担金を求めないこと。ただし、参加者が事業の中で使用する物品等のうち、事業終了後に参加者に所有権が移転するものを除く。
- (4) 18歳以上の参加者に対しフレイルチェックを実施し、結果を回収して提出すること。
- (5) 事業終了時、参加者に対しアンケート調査を実施し、結果を提出すること。
- (6) 補助対象団体が本市内において自ら実施する事業であること。
- (7) 補助金の交付の決定を行った日の属する年度（以下「補助対象年度」という。）内に実施する事業等であること。
- (8) 事業実施にあたっては、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (9) 感染症等の予防対策を講じること。
- (10) その他関係諸法令に適合する事業であること。

（補助額）

第6条 補助額は、補助対象経費の4分の3に相当する額とする。ただし、1事業あたりの補助上限額は、通年コースは50万円、イベントコースは25万円とする。

2 補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助対象経費）

第7条 補助対象経費は、第4条に規定する補助対象事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、補助対象年度内に支出されたものとする。ただし、会場の予約に必要な前払の使用料等、市長が特に必要と認めた費用についてはこの限りでない。

（公募）

第8条 公募は、市のホームページへの掲載のほか、市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公募は、毎年度1回行うものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、予算の範囲内で複数回行うことができる。

（補助金の交付申込）

第9条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申込団体」という。）は、所定の申込期間内に、次に掲げる書類を添えて、豊中市健康づくり支援事業補助金 交付申込書（様式第1号）（以下「交付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 豊中市健康づくり支援事業補助金 交付申込事業計画書（様式第2号）
- (2) 豊中市健康づくり支援事業補助金 交付申込事業予算書（様式第3号）
- (3) 構成団体一覧表（複数の団体で構成するものに限る。）
- (4) 事業実施場所の地図
- (5) 申込団体の中心となる団体の役員名簿
- (6) 申込団体の中心となる団体の定款、会則その他これらに類するもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申込団体が過去に第15条に基づく決定の取消し等を受けている場合、市長は、申込みを棄却することが

できる。

- 3 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている申込団体は、第1項の補助金の交付を申し込むに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付を申し込まなければならない。

（審査）

- 第10条 審査は、豊中市健康づくり支援事業等審査委員会設置要綱に基づき設置された豊中市健康づくり支援事業等審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。ただし、緊急、その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- 2 審査委員会は、交付申込書及びその添付書類について、審査基準に基づき審査するものとする。ただし、審査の採点結果が得点率50%未満の場合は順位に関わらず不交付とする。
- 3 審査委員会は、必要に応じて、申込団体に対し聞き取り調査を行うことができる。

（決定等の通知）

- 第11条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を豊中市健康づくり支援事業補助金 交付決定通知書（様式第4号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。
- 2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、豊中市健康づくり支援事業補助金 不交付決定通知書（様式第5号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。

（申込みの取下げ）

- 第12条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該通知に係る補助金の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に豊中市健康づくり支援事業補助金 取下げ申込書（様式第6号）を市長に提出することにより、申込みの取下げを行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定による取下げ申込書が提出されたときは、それを受理し、豊中市健康づくり支援事業補助金 取下げ受理通知書（様式第7号）により、当該申込団体にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により申込みの取下げを受理したときは、当該申込み及び申込みに係る補助金の交付の決定は、なかったものとする。

（計画書等の変更）

- 第13条 交付決定団体は、第9条各号に定める申込書類（以下「計画書等」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市に相談しなければならない。
- 2 相談後、変更手続きをする場合は、変更後の計画書等を添えて、豊中市健康づくり支援事業補助金 交付

決定事業（計画書/予算書）変更申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、変更内容が軽微であると市長が認める場合はこの限りではない。

- 3 市長は、前項の変更申込書の提出を受けたときは、計画書等の変更を認めるか否かを決定するものとする。
- 4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る交付決定額を変更する必要があるときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。
- 5 市長は、計画書等の変更を認めることを決定したときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を豊中市健康づくり支援事業補助金 交付決定事業変更決定通知書（様式第9号）により交付決定団体に通知するものとする。
- 6 市長は、計画書等の変更を認めないと決定したときは、その旨を書面により交付決定団体に通知するものとする。

（決定の変更）

- 第14条 市長は、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、その決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の変更を行ったときは、その旨（前項の規定により交付決定額を変更したときは当該変更した交付決定額を含む。）を前条第5項に定める様式第9号により交付決定団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

- 第15条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す（以下「決定の取消し」という。）ことができる。
- （1） 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
 - （3） 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
 - （4） 当該交付決定事業において偽りその他不正な行為があったと認められたとき。
 - （5） 第16条各号の書類において、社会通念上、交付の決定及び額が適当でないと判断したとき。
 - （6） その他特別の必要が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行ったときは、その旨（第20条の規定により補助金の返還を命ずるときは、返還額及び納期を含む。）を豊中市健康づくり支援事業補助金 交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定団体に通知するものとする。
 - 3 前2項の規定は、交付決定事業等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（実績報告）

- 第16条 交付決定団体は、当該交付決定事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内（完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が補助対象年度の3月31日を越える場合は、3月3

1日まで)に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときはこの限りではない。

- (1) 豊中市健康づくり支援事業補助金 事業実績報告書(様式第11号)
- (2) 豊中市健康づくり支援事業補助金 事業決算書(様式第12号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(消費税に係る報告)

第17条 交付決定団体は、当該交付決定事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を本市に返還させることができるものとする。

(補助金の額の確定及び通知)

第18条 市長は、前条の実績報告書等に基づき補助金の額を確定し、豊中市健康づくり支援事業補助金 交付額確定通知書(様式第13号)により、その旨を交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第19条 前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、速やかに豊中市健康づくり支援事業補助金 交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付時期)

第20条 補助金の交付は、第11条の規定による補助金の交付を決定した事業の完了後に行うものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、計画書等の変更を認めると決定したとき及び決定の変更並びに決定の取消しを行った場合において、当該計画書等の変更の決定及び決定の変更並びに決定の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を交付決定団体に命ずることができる。

(帳簿等の整備)

第22条 交付決定団体は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備し、補助対象年度の翌年度以降10年間保存しなければならない。

(指示及び検査)

第23条 市長は、当該補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定団体に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

(その他の事項)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月5日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月3日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。